

浄化槽法施行規則第 55 条第 1 項第 6 号に基づく  
法定検査業務の信頼性確保に関するマニュアル

II 法定検査業務マニュアル

令和 7 (2025 年) 10 月 29 日 (改正)

熊本県知事指定検査機関  
公益社団法人 熊本県浄化槽協会

# 法定検査業務の信頼性確保に関するマニュアル

## 目次

### II 法定検査業務マニュアル

1. 目的
2. 適用範囲
3. 業務の基本
4. 安全確保・事故防止
5. 検査の実施
6. 判定
7. 報告
8. 検査手数料
9. 検査の効率化
10. 個人情報の保護
11. 機器・器具の管理
12. その他

## 法定検査業務マニュアル

### (目的)

第1条 本マニュアルは、安全、かつ適切に精度が管理された法定検査を実施し、適切な結果を報告することによって浄化槽管理者（以下、「管理者」という。）の信頼性を向上させ、地域の水環境の保全に寄与することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本マニュアルは、法定検査業務及びそれらに携わる全ての職員に適用する。

### (業務の基本)

第3条 法定検査業務は、本マニュアルのほか定められた業務ルールに従い、正確かつ公正に実施しなければならない。

- 2 職員は、コンプライアンスに反すことなく業務を遂行しなければならない。
- 3 法定検査業務は、管理者の意向・事情を尊重し、その理解を得た上で実施しなければならない。
- 4 管理者、関係事業所及び行政に応対する職員は、礼儀正しく誠意をもって説明責任を果たさなければならない。
- 5 管理者等からの意見や苦情は、組織で共有し、法定検査業務の改善に生かすよう努力しなければならない。

### (安全確保・事故防止)

第4条 法定検査業務を行う際に事故が発生しないよう、次に掲げる事項に関する教育や研修、危険予知活動の実施に努めなければならない。

- ①検査員や管理者を含む第三者がけがを負う事故の発生の防止
- ②薬品の適切な取扱い、身体への危害や漏出等の事故の防止
- ③個人情報漏洩防止のための適切な情報の取扱い及び不正なアクセスの防止

### (検査の実施)

第5条 法定検査は、次の各項に従い実施する。

#### 1 計画

7条検査は使用開始から3ヶ月を経過した日から5ヶ月間の間に実施する。11条検査は、前年度実施した日を参考に計画する。管理者から希望があった場合は、管理者の希望に併せて計画する。

#### 2 通知

法定検査を実施しようとするときは、あらかじめ管理者に、予定年月日、担当者名、留意事項等を郵便でお知らせする。日程変更などの要望を受けた場合は、その趣旨・内容を把握し、速やかに関係職員と連携調整を行い回答する。

#### 3 検査の実施

法定検査は外観検査、水質検査、書類検査を実施する。

##### (1) 外観検査

①11条検査は、定年周期方式（熊本方式）によって行う。具体的には、50人槽以下の浄化槽は5年に4回は外観検査を15項目とし、5年に1回を全項目とする。51人槽以上の浄化槽、前回不適正の結果であった浄化槽、当年度不適正の結果の浄化槽は全項目とする。

②7条検査は全項目を行う。

(2) 水質検査

水質検査は、次の項目を定められた測定方法で測定する。

①7条検査

- (ア)水素イオン濃度 (以下 pH) 「JIS Z 8802 ガラス電極法」
- (イ)活性汚泥沈殿率 (以下 SV) 「容量1L 内径6.5cm メスシリンドー」を用いる
- (ウ)溶存酸素量 (以下 DO) 「JIS K 0102-1 隔膜電極法」
- (エ)透視度 「JIS K 0102-1 に定める透視度計」を用いる。
- (オ)塩化物イオン濃度 (7条検査単独処理浄化槽のみ) 「JIS K 0102-2 イオン電極法」
- (カ)残留塩素濃度 「JIS K 0102-1DPD 比色法」
- (キ)生物化学的酸素消費量 (以下 BOD) 「JIS K 0102-1」に準じる測定方法

②11条検査

- (ア) pH 「JIS Z 8802 ガラス電極法」
- (イ)DO 「JIS K 0102-1 隔膜電極法」
- (ウ)透視度 「JIS K 0102-1 に定める透視度計」を用いる。
- (エ)残留塩素濃度 「JIS K 0102-1DPD 比色法」
- (オ)BOD 「JIS K 0102-1」に準じる測定方法

(3) 書類検査

保守点検及び清掃の記録を確認し、必要に応じて管理者又は維持管理業者への聞き取りを実施する。

(判定)

第6条 検査結果の判定は、法定検査の実施で得られた結果から「浄化槽法定検査判定ガイドライン」に基づき、公平かつ公正に独立性をもって判断する。

2 検査結果の判定の区分は次のとおりとする。

- イ 適正 浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合をさす。
- ロ おおむね適正 浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、または今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって「不適正」以外のものをさす。
- ハ 不適正 浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合をさす。

(報告)

第7条 法定検査結果は、定められた様式に従い、法定検査の実施後できる限り速やかに、管理者に報告する。また、行政には環境省令に従い、定められた期限内に報告する。

(検査手数料)

第8条 検査手数料は、確実な徴収に努め、事後処理を漏れなく完了する。

(検査の効率化)

第9条 職員は、検査の計画、事前通知、実施、水質検査、判定、結果通知、その他の業務について、効率化に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 業務を通じて取得した個人情報については、法令及び個人情報保護管理規程に基づいて適正に取り扱わなければならない。

(機器・器具の管理)

第11条 法定検査に用いる機器及び器具は、適切に保守・管理、校正又は修理・更新を行い、常に精度を維持する。

- ①pH計
- ②DO計
- ③BOD分析用 自動希釀装置
- ④BOD分析用 自動測定装置
- ⑤純水製造装置
- ⑥透視度計
- ⑦DPD比色計
- ⑧容量1L 内径6.5cm メスシリンダー

(その他)

第12条 マニュアルを運用すべき事項について、必要な事項は別途会長が定める。

附則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和7年10月29日から施行する。